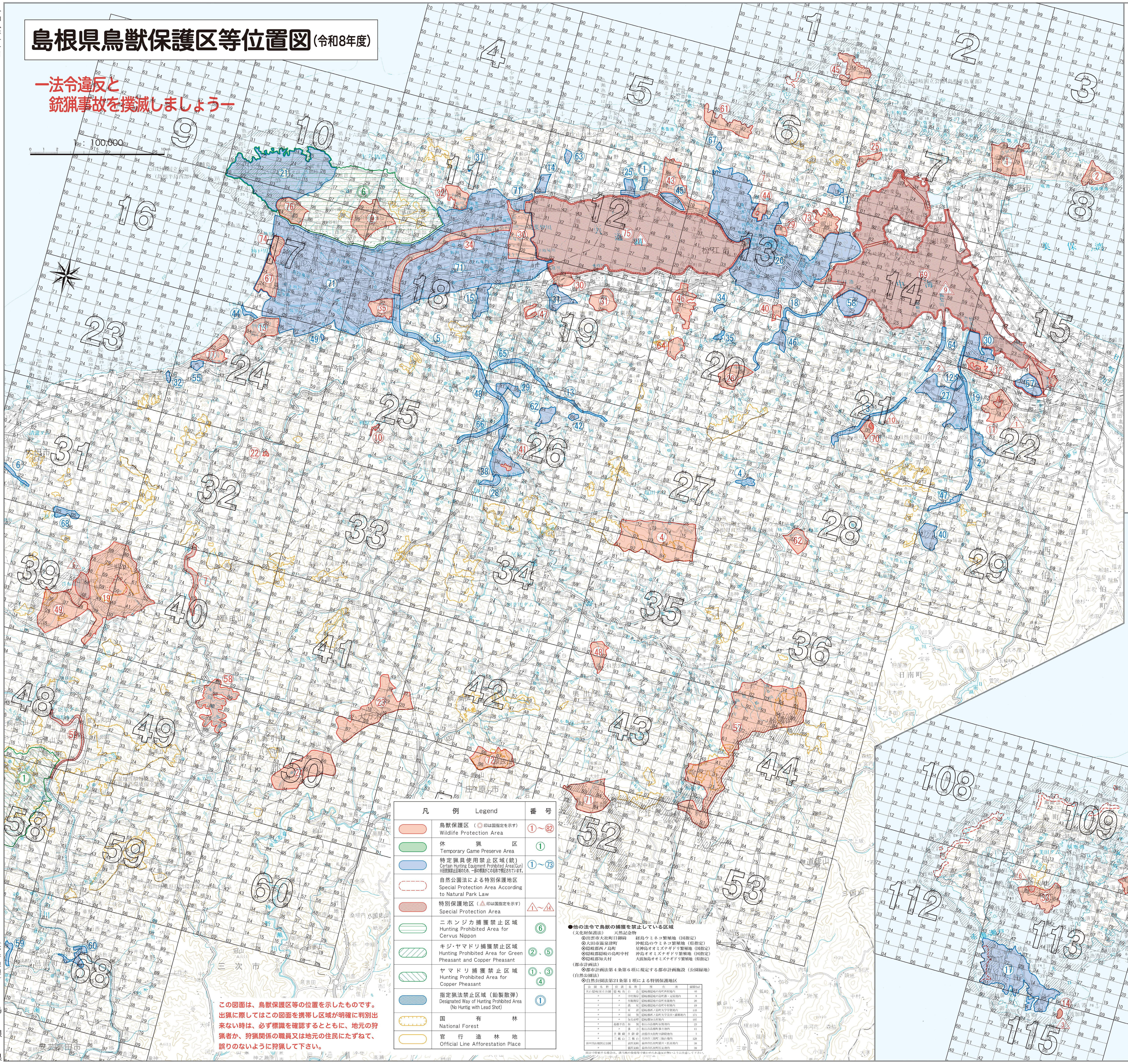
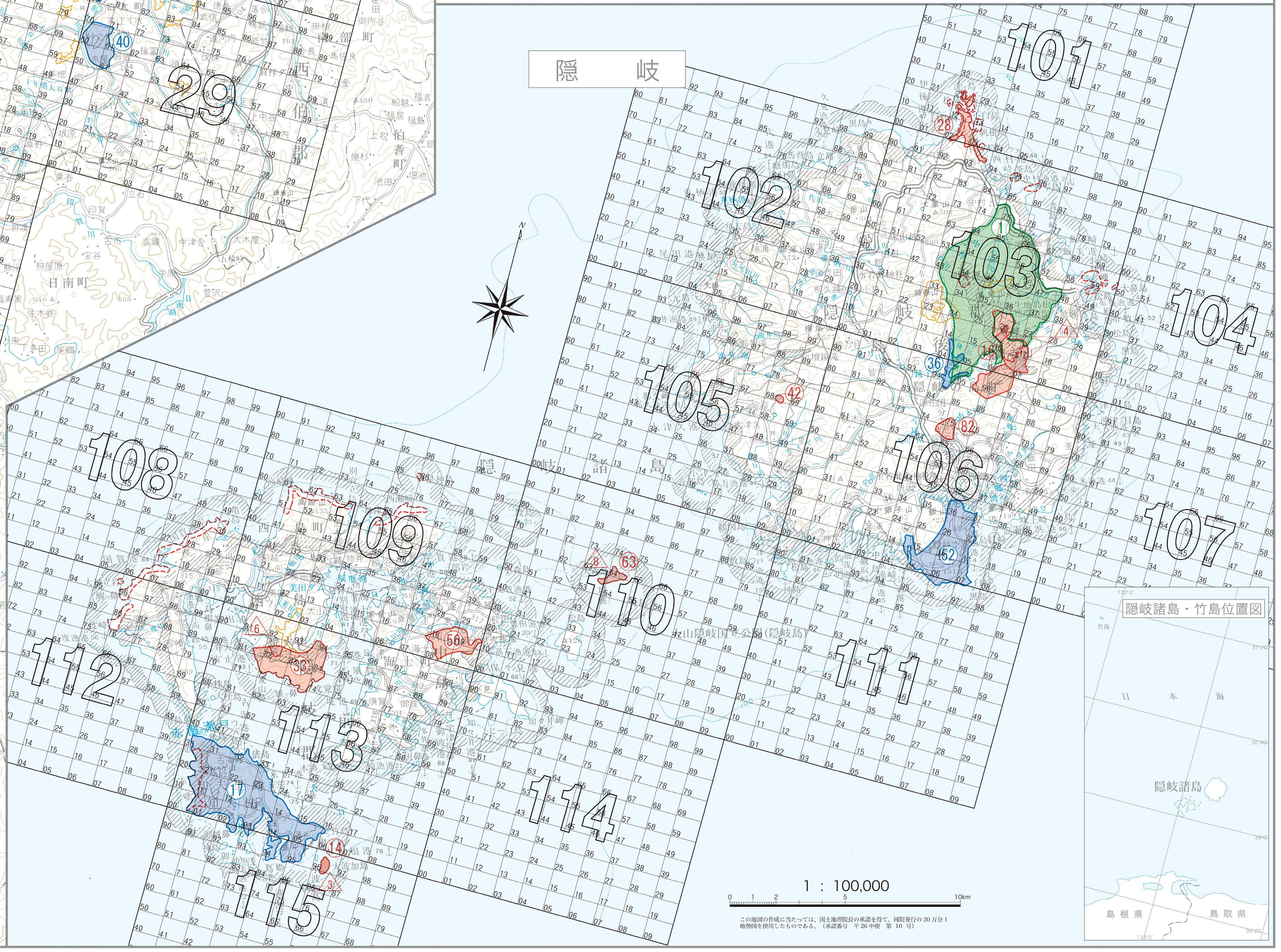
島根県鳥獣保護区等位置図（令和8年度）

令和八年十一月

一法令違反と 銃猟事故を撲滅しましょう一





● 島根県では、出雲北山山地(出雲市の一部)のニホンジカ捕獲禁止区域を除き、ニホンジカの1日の捕獲頭数の制限を設けていません。

● 出雲北山山地については、引き続きニホンジカ捕獲禁止区域を設定し、ニホンジカの狩猟を禁止としています。

● 島根県では、イノシシ、ニホンジカの狩猟期間を11月1日から2月末日までとしています。

● 環境省告示により、島根県におけるツキノワグマの捕獲は、令和9年9月14日まで禁止されています。

●狩猟道徳を守りましょう。

●狩猟マナー

1・狩猟鳥獣は、現在の狩猟者だけのものではないという考えをもつこと。
2・獲物の数を誇るような風習をやめること。
3・確実に種類が判別でき、確実に捕獲できると判断した獲物だけを撃つこと。
4・わな、網等に保護鳥獣がかかった場合は、ただちに放獣すること。
5・半矢にした場合は、追跡して回収すること。
6・先着の狩猟者の先廻りをしないようにすること。
7・他の狩猟者が狙っている獲物には、銃口を向けないようにすること。
8・他の狩猟者の撃った獲物が、自分の近くに落ちたら、これを拾って引渡すこと。
9・農耕地や幼齢造林地に踏み込んで、所有者に被害を与えないようにすること。
10・山火事を起こさないように注意すること。
11・電線、電話線に注意すること。

近年狩猟による事故が多発しているので、次のことに注意してください。

(1) 安全装置を過信しないこと。
(2) 矢先を確かめ、安全と猟獲の自信がなければ発射しないこと。
(3) 疲労を覚えたならば、狩猟を中止すること。
(4) 山林内の作業箇所の人身事故に注意すること。
(5) 登下校の時間帯には、人身事故に注意すること。

●NTTからのお願い

県内には、重要な電話線が各市町村にまたがって架設されております。狩猟期での散弾銃による電話線の被害は、一度被害を受けると通話不能となり、社会全般に迷惑をかけることになります。

狩猟者の皆さんは、電話線が通過している場所では十分注意していただき、事故のないように狩猟をしていただきますようお願いします。

なお、電話線の通過等、詳しくは最寄のNTTへおたずねください。

●鳥獣行政の仕事を取り扱っているところ

区分	主管部課	所在地	郵便番号	電話番号
本庁	農林水産部農山漁村振興課鳥獣対策室	松江市殿町1	690-8501	0852-22-5160
地方機関	東部農林水産振興センター 林業振興課	松江市東津田町1741−1	690-0011	0852-32-5664
	東部農林水産振興センター 雲南事務所 林業普及第二課	雲南市木次町里方531−1	699-1311	0854-42-9556
	東部農林水産振興センター 出雲事務所 林業普及第二課	出雲市大津町1139	693-8511	0853-30-5579
	西部農林水産振興センター 林業振興課	浜田市片庭町254	697-0041	0855-29-5604
	西部農林水産振興センター 県央事務所 林業普及第二課	邑智郡川本町大字川本265−3	696-8510	0855-72-9563
	西部農林水産振興センター 益田事務所 林業普及第二課	益田市昭和町13−1	698-0007	0856-31-9572
	隠岐支庁農林水産局 林業振興・普及第二課	隠岐郡隠岐の島町港町塩口24	685-8601	08512-2-9646
一般社団法人島根県猟友会事務局		松江市母衣町55	690-0886	0852-22-4129

日の出前、日没後の銃猟は、禁止されています。

◎出猟の際は、日の出、日没の時刻をテレビ、ラジオ、新聞等で確認のうえ、出猟してください。

●島根県主要地の日の出・日没時刻表 （令和8年9月推計）

月日	区分	松江	浜田	隠岐の島
11月1日	日の出	6:29	6:31	6:28
	日没	17:13	17:18	17:12
11月15日	日の出	6:43	6:44	6:42
	日没	17:02	17:07	17:00
12月1日	日の出	6:58	6:59	6:57
	日没	16:55	17:01	16:53
12月15日	日の出	7:09	7:10	7:08
	日没	16:56	17:02	16:54
1月1日	日の出	7:17	7:18	7:16
	日没	17:05	17:11	17:03
1月15日	日の出	7:16	7:18	7:16
	日没	17:18	17:23	17:15
2月1日	日の出	7:08	7:09	7:07
	日没	17:35	17:40	17:33
2月15日	日の出	6:55	6:57	6:53
	日没	17:49	17:54	17:48
2月28日	日の出	6:40	6:42	6:38
	日没	18:02	18:06	18:00

●島根県における国有林及び県有林で狩猟する場合

国有林へ入林する場合は「**入林届**」を提出してください。

国有林以外も、常時伐木、造林作業のための作業員が仕事に従事している場合が多く、十分注意する必要があります。県有林は、できるだけ責任者の承諾を得てから行動してください。

● 狩猟者登録証の返納について（鳥獣保護管理法第66条関係）

法律により捕獲場所の報告が義務づけられています。

狩猟者登録証裏面の報告様式「狩猟カレンダー」に、狩猟時期、猟の種類、捕獲場所、目的の鳥獣名、捕獲数等を記入の上、狩猟期間が満了してから30日以内に登録証を返納してください。

（記入例）

狩猟者登録証



凡例 Legend		番号
（赤）	鳥獣保護区 （◎印は国指定を示す） Wildlife Protection Area	①～㊷
（緑）	休猟区 Temporary Game Preserve Area	①
（青）	特定猟具使用禁止区域(銃) Certain Hunting Equipment Prohibited Area(Gun) ※旧銃猟禁止区域のため、一部の標識がこの名称で標記されています。	①～㊸
（赤破線）	自然公園法による特別保護地区 Special Protection Area According to Natural Park Law	
（赤網）	特別保護地区 （△印は国指定を示す） Special Protection Area	△1～△14
（緑横線）	ニホンジカ捕獲禁止区域 Hunting Prohibited Area for Cervus Nippon	⑥
（緑斜線）	キジ・ヤマドリ捕獲禁止区域 Hunting Prohibited Area for Green Pheasant and Copper Pheasant	②、⑤
（緑斜線）	ヤマドリ捕獲禁止区域 Hunting Prohibited Area for Copper Pheasant	①、③ ④
（青網）	指定猟法禁止区域（鉛製散弾） Designated Way of Hunting Prohibited Area (No Huntig with Lead Shot)	①
（橙）	国有林 National Forest	
（橙）	官行造林地 Official Line Afforestation Place	

●他の法令で鳥獣の捕獲を禁止している区域

（文化財保護法） 天然記念物

⊙出雲市大社町日御碕 経島ウミネコ繁殖地（国指定）
⊙大田市温泉津町 沖蛇島のウミネコ繁殖地（県指定）
⊙隠岐郡西ノ島町 星神島オオミズナギドリ繁殖地（国指定）
⊙隠岐郡隠岐の島町中村 沖島オオミズナギドリ繁殖地（国指定）
⊙隠岐郡知夫村 大波加島オオミズナギドリ繁殖地（県指定）

（都市計画法）

⊙都市計画法第4条第6項に規定する都市計画施設（公園緑地）

（自然公園法）

⊙自然公園法第21条第1項による特別保護地区

公園名称	位置	名称	所在地	面積(ha)
大山隠岐国立公園	隠岐島	白島	隠岐郡隠岐の島町西村地内	40
〃	〃	中村海岸	隠岐郡隠岐の島町湊・元屋地内	8
〃	〃	布施海岸	隠岐郡隠岐の島町布施地内	20
〃	〃	高尾	隠岐郡隠岐の島町中村地内	19
〃	〃	耳浦	隠岐郡西ノ島町大字宇賀地内	145
〃	〃	国賀	隠岐郡西ノ島町大字美田・浦郷地内	171
〃	〃	知夫赤壁	隠岐郡知夫村地内	107
〃	島根半島	加賀	松江市島根町加賀地内	23
〃	〃	多古	松江市島根町多古地内	11
〃	日御碕	日御碕	出雲市大社町日御碕地内	1
〃	三瓶山	三瓶山	大田市三瓶町三瓶山地内	128
西中国山地国定公園		表匹見峡	益田市匹見町道川・匹見地内	38
〃		裏匹見峡	益田市匹見町匹見地内	39

周辺で狩猟する場合は、該当地の役場等で確かめられ違反が無いように注意して下さい。

この図面は、鳥獣保護区等の位置を示したものです。出猟に際してはこの図面を携帯し区域が明確に判別出来ない時は、必ず標識を確認するとともに、地元の狩猟者か、狩猟関係の職員又は地元の住民にたずねて、誤りのないように狩猟して下さい。

1 : 100,000

この地図の作成に当たっては、国土地理院長の承認を得て、同院発行の20万分1地勢図を使用したものである。（承認番号 平26中使 第10号）

（不許複製）

島根県

広島市南区宇品海岸2丁目3-6 ☎082 (256) 7551 (株)乙媛印刷社